

令和元年度第1回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 令和元年6月20日

開 催 場 所 プリムローズ大阪 3階 「高砂」

令和元年度第1回大阪府環境審議会

令和元年6月20日

司会（長浜主査） 定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第1回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境農林水産部エネルギー政策課の長浜でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の南部から挨拶申し上げます。

南部環境農林水産部長 環境農林水産部長の南部でございます。

すいません、会場のレイアウト上、後ろからお声がけすることになり、申し訳ございません。

それでは、平成から令和に元号が変わりまして、節目となる本日の環境審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素より環境行政をはじめ、府政の各般にわたりご支援とご協力をいただきますこと、重ねてお礼申し上げます。

まず初めに、大変うれしいお知らせがございます。本審議会の石井会長におかれましては、今月12日に、環境保全功労者表彰を受賞されました。また、益田会長代理におかれましては、7月10日に、温泉関係功労者表彰を受賞されます。お二人のこれまでの数々のご功績と誠実なお人柄の賜物とお慶び申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

恐縮ですが、お二人にお祝いの拍手をお願いできますでしょうか。

（拍手）

南部環境農林水産部長 ありがとうございます。

さて、昨年多くの方々が心を躍らせた大阪・関西万博の開催決定に続き、先月にはユネスコの諮問機関イコモスから百舌鳥・古市古墳群について世界文化遺産への登録が勧告されるなど、大阪では明るい話題が続いております。皆様

ご存知のとおり、大阪・関西万博の開催は、SDGsが達成される社会に大きく貢献するものです。また、世界文化遺産へ登録するという事は、人類共通の遺産として守っていくということでございます。どちらも人を大切にした上でかけがえのない自然や文化を将来の世代に持続可能な形で引き継いでいくことであり、同じ方向性だと考えております。

本府ではこれまで、国、市町村、関係団体や府民の皆様とともに持続可能な経済社会システムを目指し、さまざまな取組みを進めてまいりました。この万博を契機に、開催地として、地域はもとより、世界的な視野を持ちつつ、経済・社会的課題の同時解決に資する施策を推進する時期ではないかと考えております。

本日は次期環境総合計画について諮問させていただきます。このような情勢を踏まえた長期的な環境施策の方針などについてご審議を賜りますよう、よろしく申し上げます。

それでは、限られた時間ではございますが、委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

司会（長浜主査） 次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に、出席確認票、配席表、大阪府環境審議会条例をお配りしております。そのほかの資料につきましては、事前にお送りしているとおりでございます。議事次第の裏面には資料一覧がございます。資料の不足等がございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

なお、出席確認票につきましては、学識経験者と府議会議員の委員の皆様のお席のみお配りしております。報酬等の支払い手続が必要な委員の皆様におかれましては、ご出席が確認できる書類が必要でございますので、大変お手数ですがお名前をご記入いただき、お帰りの際、お席に置いたままにさせていただくようお願いいたします。

続きまして、昨年12月に開催いたしました環境審議会以降に新しくご就任いただいた委員のご紹介をさせていただきます。

本日ご欠席でございますが、学識経験のある者として、大阪商工会議所の近藤委員にご就任いただいております。

続きまして、大阪府議会議員の委員の紹介をさせていただきます。

坂委員でございます。

坂委員 よろしく申し上げます。

司会（長浜主査） 松本委員でございます。

松本委員 松本です。よろしく申し上げます。

司会（長浜主査） 泰江委員でございます。

泰江委員 よろしく申し上げます。

司会（長浜主査） 広野委員でございます。

広野委員 広野でございます。よろしく申し上げます。

司会（長浜主査） 塩川委員でございます。

塩川委員 塩川です。よろしく申し上げます。

司会（長浜主査） 内海委員でございます。

内海委員 内海でございます。よろしくお願いたします。

司会（長浜主査） 市町村長の委員、臨時委員及び幹事の皆様につきましては、時間の関係上、省略させていただきます。

全ての委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち25名のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたく存じます。

本日は諮問事項が1件ございます。資料1-1によりまして、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

部長から諮問文をお渡しさせていただきますので、しばらくお待ちください。

南部環境農林水産部長 大阪府環境審議会会長 石井実様

大阪府知事 吉村洋文

大阪府環境基本条例に基づく環境総合計画について（諮問）

標記計画について、大阪府環境基本条例第8条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

よろしく申し上げます。

司会（長浜主査） それでは、これ以降の議事につきましては、石井会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

石井会長 それでは、議事進行させていただきます。

先ほどは、南部部長から思いもよらず環境保全功労者表彰につきましてお祝いの言葉をいただき、皆さんから温かい拍手をいただき、ほんとうにありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議事を進行いたします。

本日の議題は審議事項が1件です。先ほど諮問文をいただきました。それから、報告事項が4件、その他事項が1件ということになっています。

先ほど諮問がございました大阪環境総合計画につきまして、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

下村環境農林水産部副理事 大阪府環境農林水産部副理事の下村でございます。

今回の環境総合計画の諮問の背景等につきまして、私からご説明をさせていただきます。失礼して、着席して説明をさせていただきます。

お手元の資料1-1、諮問文の裏面に諮問の説明文がございます。そちらをご覧ください。

大阪府の環境総合計画は、環境基本条例により策定が義務づけられている計画でございます。この条例第8条におきまして、知事は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な目標及び施策の大綱等を掲げた計画を策定しなければならないと規定されてございます。

これまで環境総合計画はおおよそ10年に1度改定してございまして、現行の環境総合計画は、本審議会からいただいた答申を踏まえまして2011年3月に策定をいたしました。現在は、2020年度を年限とする大阪21世紀の新環境総合計画に基づきまして、府民の参加・行動のもと、持続可能な経済社会システムを目指し、施策を展開しているところでございます。

現行計画の策定以降、ますます深刻化する少子高齢化、人口減少社会、それから、社会インフラの老朽化、自然災害やそのリスクの増大など、本府が対処すべき課題は山積しております。特に府の総人口は、現計画を策定した前年の2010年の887万人をピークに減少してございまして、本年の5月で88

2万3,000人でございますが、2030年には833万人、2045年には748万人と、100万人以上減少すると推計をされてございます。

また、世界的には、我が国と反対に人口増加と都市化による環境負荷の増大や、気候変動、生物多様性、海洋汚染など、地球規模の環境問題は深刻さを増してございます。一方、経済、社会及び環境の不均衡な発展を是正しようという動きもございまして、近年では、気候変動に関するパリ協定や、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる持続可能な開発のための2030アジェンダの採択といった国際的な合意もなされておる状況でございます。

昨年11月には2025大阪・関西万博の開催が決定しまして、SDGsが達成される社会を目指すという開催目的に世界の賛同を得たところでございます。今後、開催地といたしましてSDGsの達成にどのように貢献していくのかについて、全世界から注目をされているところと考えてございます。

本府はこうした状況を踏まえまして、これまで以上に豊かで快適な生活と健全で恵み豊かな環境の恵沢を誰もが享受できますよう、地域はもとより世界的な視野を持ちつつ、経済・社会的な課題の同時解決に資する環境施策を推進していく必要があると考えてございます。

事務局といたしましては、2021年度以降の環境総合計画の策定に当たり、本府を取り巻く情勢を踏まえた長期的な環境施策の方針など基本的な事項につきまして、本審議会からのご意見を頂戴したいと考えております。

続きまして、資料1-2をご覧ください。

現行の環境総合計画につきまして、簡単でございますが概要をご説明させていただきます。

まず、持続可能な経済社会システムを構築するためには、産業構造、都市構造等の社会のあり方そのものを変革する必要があることから、現行計画は、ここに至るまでの長期にわたる期間を意識したものとすべきとの考えのもと、2050年を見通して、バックキャスト手法により2020年の中期的目標や基本方針等を設定しております。

具体的には、1枚おめくりをいただきまして、1ページ目右側に記載してございます長期的な目標として、2050年に到達すべき将来像として、「府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市」と全体像をお示しした上で、

「低炭素・省エネルギー社会」、「資源循環型社会」、「魅力と活力ある快適な地域」、「全てのいのちが共生する社会」、「健康で安心して暮らせる社会」の5つの分野の将来像をお示ししております。

この長期的な目標に向けて、例えば低炭素・省エネルギー社会の分野では、2ページおめくりいただきまして、5ページ目左上に記載しておりますとおり、中期的目標を温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減するといったしまして、右側の施策の方向を記載するとともに主な施策を挙げて、裏面に工程表を記載してございます。このように、他の分野につきましても同様に、中期的目標、施策の方向、そして、主な施策、工程表を記載しております。

5枚ほどおめくりいただきまして、16ページ目をご覧ください。

16ページ目に施策の推進に当たっての視点として、良好な環境を支える都市構造への転換ですとか、産業のグリーン化、環境関連産業の成長促進、そして、17ページに移りまして、地域主権の確立、広域連携の推進を記載してございます。また1枚おめくりをいただきまして、政策の効果的な推進というタイトルでございますが、進行管理の方法を記載してございます。

以上のような構成で環境総合計画を現計画としては推進しているという状況でございます。

最後に、今後の予定でございますが、来年の春ごろには本審議会からの答申をいただきまして、その後、大阪府において答申の内容を踏まえた検討をさらに進め、来年度中に新しい環境総合計画を策定したいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

石井会長 ご説明ありがとうございました。

諮問文の内容と、それから、現在の大阪21世紀の新環境総合計画の概要についてご説明いただきました。

それでは、この案件ですけれども、何かこの機会にご質問があったらお願いいたします。

この計画は2020年度までということになっていきますので、2021年度以降に向けて新しいものを考えなければいけないというフェーズに来ております。

特にございませんでしょうか。

この案件ですけれども、来春ごろに答申をいただきたいということですので、集中的に検討していただく必要があります。そこで、皆さんのお手元にも配付されております大阪府環境審議会条例の6条第2項、裏になります。その規定によって設置する専門部会で審議したいと考えております。

現在私が部会長を務めております既存の環境総合計画部会がございますが、この部会を活用してはいかがかと考えています。会長としてそのようにご提案申し上げますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

石井会長 ありがとうございます。それでは、その方向で進めることにいたします。

では、その部会の運営要領ですけれども、事務局のほうからご提案があるとのことですので、ご説明をお願いします。

下村環境農林水産部副理事 それでは、資料の1-3をご覧ください。資料の1-3、大阪府環境審議会環境総合計画部会運営要領（案）という資料でございます。

この運営要領の第2、所掌事項等というところにつきまして、現在は環境総合計画の進行管理方法の検討や進行管理などのご審議をいただく部会でございますが、ここに環境総合計画の策定または変更を（1）として追加し、現行の（1）から（3）の枝番を繰り下げてはどうかと考えてございます。

次に、第3の組織、（1）につきまして、委員、専門委員ともに4名程度とございまして、現在は、裏面でございますとおり委員5名と専門委員2名でございます。部会長は石井会長に務めていただいております。構成人数を大幅に増やす場合には、要領の改正が必要になるということでございます。

事務局からのご提案は以上でございます。

石井会長 ありがとうございます。現在の運営要領につきまして、少し改正したいというご提案でございます。

先ほどの諮問文の下のほうにもございましたように、今回の諮問のご趣旨が経済・社会的課題の同時解決に資する環境施策の方向性をということでございますので、現在の委員及び専門委員に加えて、特に経済学などの専門家にもご参画いただくのがよいと考えています。

トータルで10名以内ぐらいにおさまるように、私のほうで事務局とも相談いたしまして、委員及び専門委員を指名するという事にさせていただきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 ありがとうございます。それでは、運営要領につきまして、資料1-3のとおり変更するという形でお認めいただけただけということで、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

本日の審議事項はこの案件のみでございます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。本日は部会でご審議、ご決議いただいた報告事項が4件ということでございます。

まずは、報告事項(1)の温泉法に基づく温泉掘削等許可につきまして、益田部会長のほうからご報告をお願いいたします。

益田会長代理 益田でございます。では、報告させていただきます。

温泉部会を平成31年2月6日に開催いたしました。その結果について報告をいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料2をご覧くださいと存じます。

平成30年度第2回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉動力装置許可申請2件、これは裏面に書いてございます。それにつきまして審議いたしました。また、温泉動力装置許可申請につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたしました。その結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

石井会長 益田部会長、どうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明ですけれども、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

益田部会長、ありがとうございます。益田先生は、この後ご用事がおありと

いうことで、退席されると伺っております。どうもありがとうございました。

益田会長代理 失礼いたします。

石井会長 では、続きまして、報告事項の（２）に移りたいと思います。平成
31年度公共用水域及び地下水の水質測定計画ということで、岸本部会長のほう
からご報告をお願いいたします。

岸本委員 水質部会長の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速報告に入りたいと思います。資料の3-1をご覧ください。

平成31年1月29日に知事から諮問いただきました平成31年度公共用水
域及び地下水の水質測定計画につきまして、同日に水質部会を開催いたしまし
て審議を行いました。大阪府環境審議会条例第6条第7項及び大阪府環境審議
会水質部会運営要領の規定に従いまして、部会の決議を本審議会の決議として
同日付で答申を行いましたので、その結果につきまして報告をさせていただきます。

平成31年度の公共用水域及び地下水の測定計画につきましては、お手元の
冊子に詳細は記載されているんですけども、説明につきましては概要版とい
うことで、資料の3-2に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

資料の3-2をご覧ください。平成31年度公共用水域及び地下水の水質測
定計画の概要でございます。

まず、1つ目の平成31年度測定計画作成についての検討でございます。

公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方にお
ける効率化及び重点化のフローに基づきまして、過去5年間の水質測定データ
での検出状況を検証するなどの検討を行いました。測定地点ごとに測定回数
の変更を行いました。

具体的に申しますと、効率化につきましては、枚方大橋の流心地点におきま
して、ノニルフェノールの項目について、過去5年間以上環境基準値以下とい
う形で環境基準値が満たされておりましたので、測定回数を年4回から年2回
に減少させました。それから、重点化ということにおきましては、父鬼川神田
橋地点における鉛の項目につきまして、過去に環境基準値の2分の1を超過し
た検出があったことから、測定回数を年2回から年4回に増加させたというこ
とでございます。そのような検討を踏まえまして策定した測定計画の内容を2

と3のほうに概要版としてまとめさせていただいております。

まず、2番目の公共用水域の測定地点でございますが、河川につきましては100河川139地点、海域につきましては22地点となっております。また、底質につきましては、河川が50地点、海域は15地点で、これらの地点数は前年度から変更ございません。地点の図は、裏面、1ページめくっていただきまして2ページの図1のところに示させていただいております。

続いて、測定項目でございますけれども、人の健康の保護に関する項目などをその次の3ページ目の表の1のような形で設定をしております。地点によって測定する項目数は異なっておりますが、健康項目、生活環境項目等につきましては、河川は約90項目、海域は約60項目となっております。

ページをもう1ページめくっていただきまして、4ページをご覧ください。

表の2がございまして、こちらには測定回数を示させていただいております。この表を原則として、測定地点ごとに過去の検出状況や利水状況等を考慮いたしまして設定をさせていただいております。

表面の1ページ目にお戻りください。

3番目の部分です。地下水の部分でございますが、地下水の水質測定では3種類の調査を行います。そこに書いてございますように、府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するための概況調査、概況調査等によりまして新たに発見された汚染について原因究明等のために行う汚染井戸周辺地区調査、それから、汚染井戸周辺地区調査において確認されました汚染地域の監視のための継続監視調査の3つでございます。

調査地点につきましては、概況調査は毎年地点の見直しを行っております。継続監視調査につきましては、地点の追加や終了により地点数が変動します。平成31年度につきましては、概況調査地点を74地点、継続監視調査地点を132地点という形で答申をしております。

ですが、実は答申の中でただし書きがございまして、答申が1月に議論をしておりますので、まだ平成30年度の測定結果が全部出ていない状況だということで、その30年度の最後まで調査の結果、場合によっては終了基準を満たす場合がございますので、そういった場合は継続監視調査を終了するというただし書き、注意書きをつけて答申をさせていただいております。実際のところ

ろ、平成30年度の調査が全て終わった段階で132地点の中の一部の地点において終了基準を満足していたことがございまして、最終的に、平成31年度、今年度につきましては128地点において継続監視調査を行わせていただくという形になりますことを補足させていただきます。

それから、測定項目につきましては、概況調査については、環境基準項目であるカドミウム等の28項目、それから、気温等の一般項目が6項目となっています。

測定回数は、概況調査及び継続監視調査につきましては、各測定地点において原則として年1回以上という形に設定をしています。

ということで、以上のとおり水質部会における審議の結果、平成31年度公共用水域及び地下水の水質測定計画を冊子のとおり承認いたしまして、答申をさせていただきました。

続きまして、5ページの、平成30年度の公共用水域のうちの水質の概況を簡単にご紹介させていただきたいと思えます。

平成30年度の公共用水域及び地下水の測定結果については、現在、大阪府において関係機関の調査分も含め取りまとめを行っておりまして、8月ごろに公表予定ということになっております。ですので、ここではその測定結果の一部を速報値という形でお示ししております。

まず、河川についてでございますけれども、河川の代表的な汚濁指標でありますBODについて、環境基準に係る類型別の達成状況というのが5ページの表の1のところにお示しをしています。環境基準の達成率は長期的には改善傾向、平成27年度以降は横ばいという形になっておりまして、平成30年度の達成率は、まだ現在では速報値で確定値ではございませんが、95.1%となる見込みだということでございます。

また、その下の図1には、府内の主要河川のBOD濃度の経時変化をお示ししております。いずれの河川もおおむね横ばいの傾向で推移しているということが読み取れるかと思えます。

続いて、ページをめくっていただきまして最終ページですね。6ページをご覧ください。

6ページの表の2に海域の代表的な指標であるCODの大阪湾における環境

基準の達成状況をお示ししています。大阪湾全体の評価は、兵庫県の測定値とあわせて行うことになっておりますので、データとしては平成29年度までのデータを今回はお示ししています。平成29年度は達成率が66.7%となっております。なお、平成30年度の達成率は、まだ集計の途中ですので確定ではございませんが、同じく、66.7%となる見込みだと伺っています。

それから、6ページの図の2をご覧ください。こちらは大阪府の測定地点におけるCOD濃度の推移をお示ししています。こちらでも平成21年度から23年度ぐらいは改善傾向でありましたが、その後は横ばいという形で推移をしているということが読み取れるかと思えます。今回は平成30年度のデータの一部をご紹介させていただきましたけれども、30年度の結果につきましては、大阪府のほうで引き続き公表に向けて取りまとめのほうをよろしく願いいたします。

ということで、平成31年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要につきまして水質部会からの報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

石井会長 どうもありがとうございました。

聞きながら少し違和感があったのですけれども、平成31年度とずっと言い続けていますが、これは、令和元年度と読みかえるということでもよろしいのでしょうか。

岸本委員 どうなのでしょう。要は答申をした段階まで平成31年度という形でやっていて、例えば4月1日とかで出ている場合は平成31年度なのでしょうか。行政的にどういう、府の扱いがどうなっているのかによりけりかなと思うんですけど、いかがなのでしょう。

堀川環境保全課長 4月1日から開始される年間の測定計画は、平成31年度として公表することになるかと思えます。

石井会長 それでは、ただいまのご報告ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。

私からもう1点なんですけれど、概要の5ページの図の1ですね。これを見ていると、寝屋川の測定値が変動しているのが気になるんですが、何か要因があるのでしょうか。

岸本委員 要因というのは明確にはわからないんですが、基本的に寝屋川のデータ、過去のデータを見ていただいても、例えば23年度から24年度はほとんど上がっていたり、年間12回程度の測定の中の平均値という形で出しておりますので、日々の変動というか、例えば降雨とか基本的に避けて採水はするんですが、サンプリングの計画上、ちょっと降雨と近いときにとってしまわざるを得ない場合があったりとか、モニタリング業者との契約の関係もございまして、そういった形でどうしてもデータのばらつきというのが出てまいりますので、このあたりぐらいの変動は、このままほんとうに直線的に上がると大変問題なんですけど、今のところはいわゆる通常の変動の範囲内ではないかとは部会では考えております。

石井会長 ありがとうございます。測定時のエラーと言ったら言い過ぎなんだろうけど、そういう誤差が出てくるということですね。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

松本委員 関連した質問です。今のご説明では誤差の範囲内ということでしたが、当然BODでもCODでも、そのときの潮の流れとか、あるいは川の流量によって全然違うはずなんですよね。それをどんなふうに、サンプリング条件をどんなふうに合わすかということは決まっているんですか。

岸本委員 細かいところはちょっと府のほうに確認しないといけませんけども、基本的に荒天時とかそういうときは異常な値が出てしまうので、そういったときは避けて晴天時を選んでとるような形をしているんですけども。細かなその辺のサンプリングのルールとかわかりましたら。

堀川環境保全課長 環境保全課でございます。先生からご説明もいただきましたように、一応、毎月月初めという日程をおおよそ決めておきまして、前日とか2日前に雨が降った場合は中止をしまして、数日あけて影響が出ないようにしております。採水の方法につきましては、毎回毎年同じ地点では同じ位置で必ず採水するようにしております。平均的な値をとれるように配慮しております。

松本委員 それでいいと思うんですけど、誤差範囲とばつと言葉で言うんじやなくて、例えば、どの範囲が誤差範囲かとか、逆に誤差範囲を超えるようだ

ったら再度サンプリングするとか、したほうがいいのではないかと思います。ずっとデータがあるのだから、何でこのときこんなピュッと高くなったのかとか、もしそのまま数値を使うのなら条件を付すとか、何かしないと、ちょっとその辺も考えてほしいなと思います。

岸本委員　そうですね。今後の改善点として、例えば年に12回程度サンプリングして計測しているんですけども、例えばそのばらつきを示すための標準偏差か何かのエラーバーをつけるとかして、どれぐらいのばらつきがあるものなのかということ、こういった資料をお示しするときに明示させていただくとか、そういうことは可能かなと思いますので、ちょっとまたそのあたりは担当部局とも相談しながら、次回以降そういう改善をさせていただきたいと思えます。

石井会長　松本委員、どうもご質問ありがとうございました。私もエラーバーをつけるのがいいかなと思いました。

ほかはよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。報告事項の(3)でございます。基金活用事業等の審査結果等についてということで、この部分は増田部会長のほうからお願いいたします。

増田委員　それでは、資料4に基づいて報告をさせていただきたいと思えます。環境・みどり活動促進部会での審査・審議事項の結果でございます。

当部会での審査・審議につきましては、大阪府環境審議会条例及び環境・みどり活動促進部会運営要領の規定に基づきまして、本部会の決議を大阪府環境審議会の決議としております。

そこで、平成30年度に開催しました部会のうち、第2回から第5回までの内容につきましては、昨年12月に開催されました第2回環境審議会で報告しておりますので、それ以降の部会の報告となります。5点ほどございます。

まず、平成30年度の第6回部会では、実感できるみどりづくり事業、それと、みどりづくり活動助成事業及びおおさか優良緑化賞の3つの審査を行っております。また、令和元年5月27日に開催いたしました第1回部会では、大阪府環境保全活動補助金事業及び大阪府クールスポットモデル拠点推進事業の

2つの審査を行い、計5つの審査を行っております。

それでは、おのおのご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ目の下段を見ていただければと思っておりますけれども、みどりづくり活動助成事業の審査結果についてでございます。

みどりづくり活動助成事業は、みどりの基金を活用し、地域住民等の協働による樹木の植栽や園庭の芝生化などの緑化活動に係る経費の一部を補助する事業でございます。申請のございました1件につきまして、平成30年度第6回部会で審査いたしました結果、池田すみれこども園緑化委員会による地域との協働による緑化活動について、補助することが適当であると認めました。

続きまして、資料の4、1ページはぐっていただきますと2ページ目でございます。

3、実感できるみどりづくり事業（みどりの風促進区域における沿道のみどりづくり）の審査結果についてでございます。

実感できるみどりづくり事業は、みどりの基金を活用し、市街地中心部や駅前等の多くの府民や来阪者の目に触れる場所において府民が憩える緑化空間の整備を行うもので、街区単位等での緑化促進活動を呼びかける民間事業者を「実感・みどり事業者」と認定し、その認定事業者に対して緑化施策の整備、周辺地域の緑化プランの策定などに係る経費の一部を補助する事業でございます。また、緑化を重点的に推進するみどりの風促進区域におきましては、区域内の住民や事業者が共同で街区単位の緑化プランを作成し、沿道の民有地における緑化整備に対し緑化プランの策定や緑化整備にかかわる経費の一部補助を行っております。

このみどりの風促進区域におけます申請のあった2件につきましては、平成30年度第6回部会で審査いたしました結果、コーナン商事株式会社コーナン蛍池店における来客者駐車場における緑化空間の整備、株式会社アサヒファシリティズ蛍池社宅での自然との一体感を醸成する緑地空間整備について、補助することが適当であると認めました。

続きまして、3ページ目の第4項目に行きたいと思っております。おおさか優良緑化賞の選考についてご報告いたします。

おおさか優良緑化賞は、大阪府自然環境保全条例等に基づいてなされた建築

物の敷地緑化のうち、都市環境の改善に貢献する緑化、あるいは、建築物敷地内の魅力向上に資する緑化、新たな緑化手法のモデルとなる緑化など、すぐれた取組みに対して顕彰を行うものであります。

選考の結果、この表にございますように、シティテラス神崎川駅前を大阪府知事賞に、関西電力病院、ジオ千里中央、ブランズシティ上新庄、ブランズタワー御堂筋本町の4件を奨励賞にふさわしいと認めました。また、これらのうち、特に生物多様性に配慮した物権といたしまして、シティテラス神崎川駅前を生物多様性賞にふさわしいと認めました。

次のページ、4ページ目に移っていただきまして、第5項目でございます。大阪府環境保全活動補助金事業の審査結果についてご報告をいたします。

この事業は、環境保全基金を活用し、豊かな環境の保全や創造に資する民間団体の自主的な活動を支援するため、必要な経費の一部を補助するものでございます。

申請のございました10件につきまして、令和元年第1回部会で審査いたしました結果、この表にございます10件全てについて補助することが適当と認めました。

最後でございます。5ページ目、第6項目、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業の審査結果についてご報告をいたします。

この事業は、環境保全基金を活用し、屋外空間におけます夏の昼間の暑熱環境を改善するための先進的なクールスポットをモデル的に整備する民間事業者の取組みに対し、必要な経費の一部を補助するものでございます。

応募のございました2件、大阪市阿倍野区での新宿ごちそうビルクールスポット整備事業並びに吹田市の大阪モノレール万博記念公園駅クールスポット整備事業につきまして、令和元年第1回部会で審査いたしました結果、2件全てについて補助することが適当と認めました。

以上、基金活用事業等に関します審査の結果を報告させていただきました。

石井会長 増田部会長、どうもありがとうございました。

ただいまのご報告ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。

広野委員 ちょっと確認なんですけれども、みどりづくり活動助成事業は、申請

があったのも1件ということなんですか。

増田委員 今回の場合には申請がございましたのは1件でございます。

広野委員 その次の実感できるみどりづくり事業、これも申請があったのは2件でしょうか。要は、1件申請があつて1件認めて、2件申請があつて2件認めたということでしょうか。

増田委員 今年はそういう結果になっております。

広野委員 例年だとどれぐらい申請はあるものなんでしょうか。

増田委員 少し変動がございますので、私自身、手元に資料は持っておりますけど、数件までというのが例年の状況かと思えます。事務局のほうから少し件数の推移を述べていただければと思えます。

谷下みどり企画課長 みどりづくり活動助成事業につきましては、平成30年度が2件で、29年度につきましても2件でございます。28年度についても2件ございました。そして、実感できるみどりづくり事業につきましては、30年度が3件、29年度が4件、28年度が3件、これが認定事業者を認定したという形になっております。整備の補助につきましては、30年度で1件、29年度で2件、28年度で3件という形になっております。よろしく申し上げます。

増田委員 よろしいでしょうか。

広野委員 ありがとうございます。その申請の件数が2件、3件というレベルというのは、いかがなものかと思えます。数字だけを見た限りでは、告知の仕方がどうなっているのかなと疑問を感じる部分があるんですけど、こんなものなんでしょうか。

増田委員 全額補助ではございませんので、事業者がある一定負担しないといけないということですから、こういう条件のところだとどまっていると言ってもいいかもしれません。

広野委員 実際、現実には、金額的にどれぐらいの補助をされたのでしょうか。

増田委員 金額も、ちょっと今手元に資料がございませんので。

谷下みどり企画課長 実感できるみどりづくり事業につきましては、上限が1,000万円という形になっております。そして、みどりづくり活動助成事業のほうにつきましては、200万円を上限として補助をさせていただいていると

いうところです。

広野委員 実際、応募されて落ちた方がおられるのかどうか分からないですけど、その方たちというのは、その1,000万とか200万という金額を妥当と思ってらっしゃるのか、それとも、上げてほしいのか、どうなのでしょう。

谷下みどり企画課長 一応、我々としてはそれは妥当と考えています。

広野委員 こちらサイドの妥当かどうかではなくて、申請された方々はどう思っておられるかということをやっと聞いているんですけど。

谷下みどり企画課長 それについては、そういう形で公募をさせていただいて、報道提供もさせていただいて、ホームページにも載せさせていただいて、それで各応募されていますので、我々といたしましては、この形をご了解の上で応募をしていただいていると認識しています。また、応募があったものについて、この部会の中できっちり中身を審査いただく形をとらせていただいております。

広野委員 わかりました。何が言いたいかといいますと、やっていること自体は非常にいいことだと思うんです。ただ、応募件数がこの程度というところ、申しわけない、言葉は悪いですけど、この程度とやっぱり受けとめてしまうわけですよ。ということは、これの告知の仕方の問題があるんじゃないかと個人的に感じるんです。今のお話を聞いていると、ホームページに掲載していますとか、いつもながらの、一応見ればわかるようになっています、こちらから探せば見つけれられるようにはしてありますけど、皆さん見つけてこないんですよということになってしまっていないかなと。

増田委員 それは部会のほうでも必ずしも申請件数が満足できる状態だという評価はしておりません。ただ単にホームページに掲げているだけではなくて、府域にある総合事務所の職員の方々が、みどりの風促進区域の企業さんに積極的な情宣はしていただいている状況でございます。単にホームページで待ち受けをしているだけではないというのは確認しております。

広野委員 そうですか。そういう状況であればいいのかなと思います。積極的に府が率先してやっていますよということを、相談に来られた企業さんですとか窓口申請に来られた方に、有効活用してもらうために都度お話ししていただくべきじゃないかと思います。

増田委員 わかりました。適切なご指摘をいただきましてありがとうございます。極力競合できるだけの件数が出てほしいというのが我々の部会の希望でもございます。事務局では、今申し上げましたように、総合事務所を通じてかなり地域で情宣活動はしていただいているというのは確認しております。

広野委員 ありがとうございます。額が大きい少ないは別として、認識を高めてもらうためと、それから、もっとよりよいものに使わせていただくという意味でも、やっぱり応募件数は増えることにこしたことはございませんので、そういう方向で尽力いただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

石井会長 議長が介在しない中、解決してしまいました。どうもありがとうございます。

やはり件数を少し伸ばしていくということで、今後、部会のほうでもその方策等も検討していただいて、それから、大阪府のほうでもご検討いただければと思います。

ほかの観点も、いかがでしょうか。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、増田部会長、ありがとうございます。それから、広野委員、どうもご質問ありがとうございました。

それでは、続けまして、報告事項の4でございます。循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定につきまして、澤村委員からご報告をお願いいたします。

澤村委員 リサイクル製品の認定につきまして、平成30年度第2回の部会での審議結果を報告させていただきます。

資料ですけれども、A4ホチキスどめ資料5及びリーフレット2種類でございます。

まず、資料5の1枚目をご覧ください。

平成31年1月30日に知事から諮問があったリサイクル製品の認定につきまして、同日にリサイクル製品認定部会を開催いたしました。審議結果につきましては、大阪府環境審議会条例及び部会運営要領の規定により、部会の決議を審議会の決議とし、同日付で審議会会長名で知事に答申しましたので、同要領の規定により報告いたします。

2枚目をご覧ください。平成30年度第2回部会の概要をまとめております。

募集期間は平成30年10月15日から11月16日です。申請製品は、鉄鋼スラグ等を使用したタイルブロックや、ブルーシートやポリドラムなどの廃プラスチックを使用したプラスチック製品など、54製品でした。

申請製品につきましては、循環資源の配合率やJIS規格などの各種規格への適合など、平成31年1月30日に開催した部会で審議いたしました。その結果、申請のあった全ての製品につきまして認定することが適当と認め、同日付で答申を行い、大阪府がこれを踏まえ、全ての製品について平成31年3月1日付で認定をいたしました。

参考資料の3ですけれども、認定製品数の推移につきましてご覧ください。

各年度末時点における認定製品数の推移は表のとおりになっております。繰り返しリサイクルされる製品として、平成27年度から認定しておりますなにおエコ良品ネクストも含め、現在の認定は245製品となっております。括弧のほうは、建設リサイクル法が定着してきたことから、平成31年2月末で認定対象から除外されたコンクリート塊などを原材料とする再生舗装材を除いた件数でございます。近年増加傾向になっております。

また、3枚目に、認定することが適当であるとした製品の名称、申請者などを一覧で示しております。

続いて、本日配付されておりますこちらのリーフレットをご覧くださいませ。

昨年度、私のほうからも意見を出させてもらいまして、府のほうでは今年度からリサイクル製品の製造販売者向けと府民向けの2種類を作成し、府内の公的機関にも広く配布する予定と聞いております。

なお、本日、受付横でリーフレットにもあります認定製品の一部を展示しておりますので、お帰りの際にご覧ください。

リサイクル製品認定部会からの報告は以上です。

石井会長 澤村委員、どうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

そうしましたら、澤村委員、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、これは「その他」になります。大阪府における海洋プラスチックごみ対策の取組みについて、事務局からご報告をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

下村環境農林水産部副理事 環境農林水産部副理事の下村でございます。また着席してご説明をさせていただきます。

お手元の資料6でございます。A3の横1枚物でございます。

昨年の12月の本審議会におきましても、このプラスチックごみ削減に向けての取組みについてご報告をさせていただきましたが、その後の動きを中心に、資料6によりましてご紹介をさせていただきます。

まず、資料6の上段の現状をご覧ください。

まず、①の海外の動きという部分でございます。

昨年の6月でございますが、カナダのシャルルボワで開催されましたG7サミットにおきまして、日本と米国は承認をいたしませんでしたが、カナダと欧州各国では、海洋プラスチック憲章を承認されまして、使い捨てプラスチックの使用削減をはじめ、達成期限付きの数値目標が掲げられたところでございます。

次に、その下でございます。昨年10月の欧州議会におきまして、使い捨てプラスチックの使用禁止を含む法案が可決と記載をしておりますが、もう少し正確に申し上げますと、ヨーロッパの各国で構成をされているEUの場合、EU議会で可決すれば法律が成立するというわけではなくて、各国の大臣クラスの方々が集まれるEU理事会で可決した場合に成立するというところでございます。このEU理事会でも先月これが可決をしたところでございます。

今後、この使い捨てプラスチックは、2021年から使用禁止というのを各国の法律の中に盛り込んでいくという動きになってくるという状況でございます。ヨーロッパを中心にご説明を申し上げましたが、ヨーロッパ以外でもこういうプラスチックの削減に関する規制に関しての動きが加速しているところでございます。

また、最近の動きといたしましては、カナダのトルドー首相が今月10日に使い捨てプラスチックの使用を早ければ2021年にも禁止するという方針を発表されたというのも新しい内容でございます。

また、先週でございますが、長野県の軽井沢で開催されましたG20のエネルギー・環境大臣会合におきまして、海洋プラスチックごみ削減に向けて新興国と途上国も含めた初めての国際的な枠組みをつくるという内容で合意をいたしまして、共同声明を採択したところでございます。今後、この枠組みに基づきまして、G20各国において自主的に取組みを進めるとともに、その取組み状況について継続的に報告、共有を行っていくこととされてございます。来週のG20大阪サミットの首脳会議におきましても議題になると聞いてございます。

次に、その下の②国内の動きというところでございます。

昨年の6月に海岸漂着物処理推進法が改正をされまして、事業者による廃プラスチック類の排出抑制の努力義務が法律に追記されるなど、その排出抑制が強化されたところでございます。

今年の5月には、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための方向性を取りまとめたプラスチック資源循環戦略が策定をされたところでございます。レジ袋の有料化義務化などにより、2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制するなど、具体的な目標が示されたところでございます。

この戦略では、3R+Renewable、持続可能な資源という意味でございますが、これを基本原則といたしまして、ワンウェイプラスチック製品など無駄に使われる資源の削減、プラスチック代替品の開発や利用促進、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じました徹底的な分別回収といった内容となっております。

また、海洋プラスチック対策につきましては、ゼロエミッションを目指し、ポイ捨て・不法投棄の撲滅、化粧品などに含まれているスクラブを含む製品中のマイクロビーズ削減の徹底や海岸漂着物等の回収処理といった内容が記載されてございます。

また、プラスチック資源循環戦略の策定と同日付で海洋プラスチックごみ対策の具体的な取組みをまとめた海洋プラスチックごみ対策アクションプランが策定をされてございまして、また、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針というものも変更されているという状況でございます。

今申し上げましたアクションプランにつきましては、新たな海洋汚染を生み

出さないことを焦点に、適正処理の徹底や環境中へ排出されたごみの陸域回収並びに海洋生分解性プラスチックの開発・導入、途上国における対策支援などの具体的な取組み項目が示されたところでございます。

また、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針につきましても、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっていることなどを踏まえ、漂流ごみ等の円滑な処理の推進、3Rの推進等による発生抑制、マイクロプラスチック対策などにつきまして、追加・見直しをされたところでございます。

一方、民間企業におきましても、スターバックス、マクドナルドなどの大手の飲食チェーン店でプラスチック製の使い捨てストローの使用廃止が広がるなど、グローバル企業を中心に取組みが加速をしているところでございます。国内におきましても、先日も新聞に出ていましたが、身近な餃子の王将もプラ製ストローやスプーンを植物由来に切り替えを発表されるなど、国内においてもますます対策企業が増えているという状況でございます。

次に、右側の③、大阪湾における状況でございますけれども、平成27年に実施されました環境省の調査結果によると、個数ベースでプラスチックごみが人工の漂流ごみ全体の約8割を占めているということ、そして、漂着したペットボトルのほとんどが国内製であることなどが明らかとなっております。また、その多くが大阪や兵庫などといった沿岸陸域から流れてきたものではないかと考えられているということでございます。

裏面に、参考までにプラスチック製品の例を掲載させていただいております。プラスチック工業連盟の資料を引用させていただいておりますが、プラスチックは私たちの日常生活、事業活動に深くかかわっておりまして、欠かせないものとなっております。しかし、特に使い捨てのプラスチックにつきましては、今ご説明をいたしましたように、地球規模の環境問題として大きく取り扱われる状況になってございます。府としても積極的に取り組んでいく必要があると考えてございます。

府の取組みにつきましては、その下の欄をご覧ください。表にちょっと戻っていただきまして、資料の下段の左側で、これまでの取組みをまずご紹介させていただきます。

下段左側にこれまでの取組みとしてお示しをいたしました海岸漂着ごみの回収やプラスチックごみを含む廃棄物の3Rの推進などについては、これまでも進めてきているところでございます。海岸漂着物に関しましては、府民や市町村等と連携をいたしまして、港湾区域や自然海浜、河川敷等でのごみの回収作業やキャンペーンなどを行ってございます。また、廃棄物の3Rにつきましては、毎年10月に実施しております環境にやさしい買い物キャンペーンでのレジ袋削減などの呼びかけなどの取組みを行ってきたところでございます。

次に、右側へ行きまして、本年の1月28日に、環境中に流出するプラスチックごみをゼロにすることを目指しまして、使い捨てプラスチック削減や3Rのさらなる推進、ポイ捨ての防止、プラスチック代替品の活用などを行うことを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を大阪市さんと共同で行ったところでございます。

また、府内の市町村や団体、事業者等の皆様に対しましても、プラスチックごみゼロに向けた取組みを自ら進めていただくため、同じような宣言をいただくよう呼びかけてきたところでございますが、昨日時点で関西広域連合も宣言をしていただきまして、30を超える市町村、団体、事業者等の皆様方から宣言をいただいているところでございます。

また、企業と連携をした府民啓発の取組みという部分でございますが、右の図にありますとおり、チラシを活用して、海ごみが海の生き物を傷つけていること、街中に不用意に捨てられたプラスチックごみその原因となっていることを府民の皆様知っていただくなどの啓発活動を始めてございます。あわせて、同じデザインのポスターも作成いたしまして、イオン、生協、セブンイレブンなどの店舗で配布、掲示をさせていただいたところでございます。

また、府自らの率先した取組みも重要であるということで、昨年12月から環境農林水産部におきましては、開催される審議会等の全ての会議において、使い捨てプラスチック、ペットボトルなどを原則使用しないなどの取組みを始めてございます。さらに、3月には府のグリーン調達方針を改定いたしまして、物品調達の際にはプラスチックごみ削減に配慮する旨、規定したところでございます。

最後に、資料の下段の右側で、今年度の取組みのところをご紹介させていた

だきます。

まず、①海洋プラスチックごみ問題から考えるSDGsシンポジウムについてでございます。これは先日の6月11日に関西広域連合と共催で開催をいたしまして、定員を超える335名の多くの方にご参加をいただきました。本シンポジウムでは、プラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみの現状と対策などの観点から、京都大学の酒井先生や鹿児島大学の藤枝先生など、専門家や業界団体の皆様から情報提供をいただきました。

次に、②プラスチック対策推進事業についてでございますが、事業者のさらなるプラスチックごみ対策を推進することを目的といたしまして、業界団体、有識者、市町村、NPO等によるおおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議を設置いたしまして、事業者の具体的な取組みを今後検討していく予定でございます。夏ごろにはこの会議を設置いたしまして、今年は2回程度の会議の開催を予定してございます。また、府民のさらなる理解や取組みを促進することを目的といたしまして、イベントへの出展やシンポジウムの開催などを予定してございます。

続きまして、③「豊かな大阪湾」の創出に向けた環境改善・啓発事業でございますが、大阪湾の水質改善に向けたエコ護岸等の実証事業とあわせまして、エコバスツアー等を通じて海洋プラスチックごみ問題の啓発を実施していく予定でございます。

次の④庁内の率先的取組みでございます。先ほどご説明したグリーン調達方針の運用徹底とともに、環境農林水産部内で率先した取組みを昨年12月から行ってまいりましたが、これを全庁に展開するため、6月6日付で全庁全部局に対しまして取組みの依頼を行いまして、全庁でこの取組みが始まったところでございます。

最後に、⑤大阪湾のマイクロプラスチックの実態把握でございます。これにつきましましては、今年度、大阪府立環境農林水産総合研究所と連携をいたしまして、大阪湾のマイクロプラスチックの調査を秋ごろと冬ごろの2回実施する予定でございます。

以上、府のこれまでの取組みと新たな取組みにつきましてご紹介をさせていただきましたが、引き続き、国内外の動向等も踏まえつつ海洋プラスチックご

み対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

石井会長　　ということで、「大阪府における海洋プラスチックごみ対策の取組みについて」のご説明でございました。

ただいまの件ですけれども、何かご意見等ございますでしょうか。

前回のこの審議会におきまして、委員の方からビニールはプラスチックですか、どんな製品がプラスチックなのか一般の方はよくわかっていないんじゃないでしょうか、という質問・指摘がありました。そのような経緯もあって、資料の裏に、プラスチック製品の例をつけさせていただきました。いろんなタイプのプラスチックがあって、今やこういうものに頼らないとやっていけない時代なのかもしれないですけれども、海洋プラスチックごみの削減というのは世界の潮流になっています。本府も先ほども報告があったように、1月に大阪府知事、大阪市長が共同でプラスチックごみゼロに向けた宣言を行っております。本府が先進的な自治体になったらよいと思っています。

いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、広野委員、お願いします。

広野委員　　僕ばかり申しわけないです。具体的に例えばほんとうにゼロにしていくにはどういう施策というのが考えられるんでしょうか。つくらせないということになれば、それはゼロかなとは思いますが、そういうわけにはいかないと思うんです。じゃ、つくってしまったものをどうやってごみにしないと考えておられるのか、ちょっと今の時点でのご意見をお聞かせいただければ。

下村環境農林水産部副理事　事務局からお答えをいたします。

もちろんゼロにするというのは非常にハードルが高いというのは十分認識をしております。それと、最終的に海に流れていくというものですので、海に直接ポイ捨てをされている方というのは意外と少なく、町なかでポイ捨てをされたものが、側溝を通じて川を通じて海にまで流れるというケースが多いと思っています。あるいは、川に直接ポイ捨てをされたりというケースもあるかなと思っています。

適正処理をすれば、基本的には今の我が国では、市町村が持つておられる清掃工場で焼却処理をされて、サーマルリサイクルをされると考えています。あ

るいは、一部のプラスチックにつきましてはリサイクルされているという状況でございます。今後、仮にポイ捨てされても海水で分解をする生分解性プラスチックというものも今開発をされてきてございます。

ただ、生分解性プラスチックを普及させれば即全て解決するかというわけでも多分ないと思っております。生分解性のプラスチックと通常のプラスチックが世の中に混在するという状況になります。この混在するものを実際焼却する場合にはそんなに問題にはならないと思うんですけども、例えばリサイクルするとなった場合に、種類が異なるもののプラスチックがまざり合ったときのリサイクルというのがちゃんとできるのかどうかといった課題もございません。

そして、その生分解性プラスチック自身もまだ全てのものに応用できるというわけではなくて、一部の製品に活用できるという状況でございますし、まだまだ、多分世界各国競ってまた企業さんが開発されているという状況ですし、いろんなタイプのプラスチックが出てくるということもあります。

ですので、非常にハードルは高いとは思っていますけれども、通常リサイクルあるいは適正処理を進めれば、限りなくゼロに近づいていくというのではないかなということと、それから、ポイ捨てというのは府民一人一人の意識というものもありますので、私ども広域自治体としては、啓発という活動を中心に置いていきたいと考えております。6月11日にシンポジウムを開催いたしましたが、自分たちが捨てた例えばペットボトルが、海に流れていってどういうことを引き起こしているんだということをできるだけ多くの府民の方々に知っていただくということが一番大事なのかなと思っています。そうなれば、普通にちゃんと捨てようという形になっていくのではないかなと考えております。

まだまだ課題は山積しているという状況でございますし、リサイクル率もどうしていくんだとか、いろんな課題があるとは認識しておりますが、一步一步ちよっと進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

広野委員 ありがとうございます。

石井会長 まずは海洋への流出を止めるところからいくが、その次のフェーズはいよいよプラスチックそのものを減らしていく段階に入るのかなと思います。

ただ、プラスチックといっても、石油からつくるものばかりでなく、生物由来の生分解性のものもあって、そういうのを利用した代替品もあるわけなので、かなり時間はかかるんでしょうけれど、そういう方向に移行していくフェーズが次に来るのかなと思います。

環境白書によると、このままの調子でプラスチックごみが海洋に流出すると、海洋中の量が全世界の魚の重量を2050年に超えてしまうという事態になっているようです。また、環境省の資料には、海洋中のマイクロプラスチックの太平洋の分布について、日本近海が多くなるとの予測が紹介されています。本府は、新しい環境総合計画をつくるフェーズに来ていますので、その中には当然このプラスチックごみ問題も盛り込まれるべきものと考えています。

ほかはいかがでしょうか。

では、内海委員、お願いいたします。

内海委員 質問というよりも要望という形になるんですけども、私も先日6月11日のシンポジウムに最初からずっと参加させていただきました。ほんとうに各府民の方が、ボランティアでかなり意識を持って参加されて、実際にいろいろと取り組んでおられている話を聞かせていただいて、啓発はすごく大事だなということを改めて思いました。まだまだもっともっと意見や感想を言いたかった方がたくさんおられるというのをほんとうに感じたんですけども、時間がなかったのでその辺のところが話がなかなかできなかったのかなと思います。

これからこの問題は国内外でも大変重要なまた問題でありますので、特に府の取り組みだけじゃなくて、関西広域でも取り組んでいただきたいと思います。また、これが全世界にも影響を及ぼしますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。まずは実態調査をしていただけるということなんですけども、今後、調査結果も含めて、環境の審議会としても注視していきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

石井会長 ありがとうございます。では、ご意見として承りたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日本日予定しました議題は以上ですけれども、委員の皆さん、この機会に何か発言があったらお受けしたいと思います。

では、なければ、皆さん、長時間にわたり議事進行にご協力いただき、誠に

ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

司会（長浜主査） ありがとうございました。

本日予定しておりましたものは以上でございます。

なお、お名前をご記入いただきました出席確認票は、お席の上に置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。

これで、本日の環境審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

—— 了 ——